

車両利用者の方へご協力のお願い

車両で来所（退所）される際の順路については、行政等の指導により、従来から事務所東側道路（黄色の道路）のご利用をお願いしてきたところです。

この度、スクールゾーン（赤色の道路）のある北西側の道路を通行した車両により、学童の安全が脅かされる事案が発生したことから、小学校関係者及び町内会からスクールゾーンを通行しないよう強い要望がありましたので、車両で来所（退所）される方は事務所東側の道路をご利用頂きますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。



軽自動車検査協会
神奈川事務所長